

平成30年度 おいしい山形空港 応援ツアー支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形空港利用拡大推進協議会（以下「協議会」という。）が、山形＝羽田便、名古屋便及び山形＝札幌便の安定した利用者確保し、路線の利用促進を図るため、市町村又は県（以下「市町村等」という。）の呼びかけ等に応じて企画される山形＝羽田便、山形＝名古屋便又は山形＝名古屋便を利用するツアーに市町村民等が参加した場合に、当該ツアーに参加した市町村民等に対し助成金を交付することに関して必要な事項を定める。

(助成対象者、対象となる利用及び助成額)

第2条 助成対象者、対象となる利用及び助成額は、次表のとおりとする。

助成対象者等	対象となる利用	助成額及び助成予定数
【助成対象者】 対象ツアーに参加した市町村民等 ※業務によりツアーに同行する旅行代理店の添乗員等は除く。	【対象ツアー】 市町村等の呼びかけ等に応じて企画される、山形＝羽田便、山形＝名古屋便又は山形＝札幌便を利用する旅行で、市町村民等が概ね10名以上参加するツアー。 ※旅行代理店が主催する募集型団体旅行に参加する場合対象外。ただし、航空券と宿泊のみがセットになったフリープラン商品を利用した場合の搭乗は対象とする。 【対象期間】 平成30年3月25日(日)～平成30年6月15日(金)	【助成額】 往復@6,000円／1名 (片道利用であれば、@3,000円／1名) ※協議会が実施する他の助成との併用はできないものとする 【助成予定数】 700席 ※概ね1市町村最大300席までとする。

(事前予約)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（助成対象者、助成対象者を代表する者又は助成対象者の参加したツアーを催行した旅行代理店の代表者のいずれかとする。以下「申請者」という。）は、市町村等の呼びかけ等を受け、ツアーを企画し助成を受けようとする場合、ツアーの概要がわかる資料を市町村等に提出するものとする。

2 市町村等は、前項の資料の提出を受けた場合、協議会に概要（ツアー日程、人数等）を通知し、助成の可否の確認を行い、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第4条 事前予約をした申請者は、ツアー終了後、別記様式1号「おいしい山形空港応援ツアー支援助成金交付申請書」を記載のうえ、助成対象となるツアー概要のわかる資料及び各助成対象者の搭乗したことを証する書類等を添付のうえ、市町村等に提出するものとする。

2 前項に掲げる交付申請の期限は、搭乗日の属する月の翌月末日までとする。

(交付決定)

第5条 申請書の提出を受けた市町村等は、内容を確認し適当と認めるときは、別記様式2号「おいしい山形空港応援ツアー実績報告兼助成金交付申請一覧」に、申請書及び申請者の提出した添付資料を添えて協議会に進達する。

2 協議会は、これを審査し適当と認めるときは、交付の決定を行うものとする。

(助成金の配分を証する書類)

第6条 申請者が、助成対象者の参加したツアーを催行した旅行代理店の代表者の場合には、交付を受けた助成金について、各助成対象者に配分したことを証する書類を協議会へ提出するものとする。

2 前項に掲げる提出の期限は、助成金の交付を受けた日の属する月の翌月末日までとする。

(助成金の返還)

第7条 協議会は、虚偽の内容その他不正の行為により助成金の交付を受けた者がいると認めたときは、当該助成金の返還を申請者に命ずることができる。

2 申請者は、前項の規定により返還を命じられた場合は、受領した助成金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

ただし、協議会における平成30年度予算の議決を前提とする。